

応募事業者質疑応答一覧

	質問事項	回 答
1	<p>公募要項 1 ページ 2 公募施設、規模等 (2) その他提案事業の併設</p> <p>公募施設である都市型軽費老人ホーム (20 人) に加えて、さらに、提案施設として 20 人定員の都市型軽費老人ホームを併設することはできるか。 同様に、公募施設である小規模多機能型居宅介護に加えて、さらに、提案施設として小規模多機能型居宅介護を併設することはできるか。</p>	<p>その他提案事業としては、「都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱 (高齢) 」第 2 条 2 項に基づき、公募施設である小規模多機能型居宅介護及び都市型軽費老人ホーム以外の事業を提案してください。 ただし、認知症高齢者グループホームについては、鷺宮圏域において第 5 期中の計画数に達する見込がなかったため、提案事業として認められません。</p>
2	<p>公募要項 1 ページ 2 公募施設、規模等 (2) その他提案事業の併設</p> <p>ショートステイを小規模多機能居宅介護及び都市型軽費老人ホームに併設した場合、ショートステイの床数は 20 床未満でも可能か。 ショートステイの設備基準上必要な諸室は、小規模多機能型居宅介護、都市型軽費老人ホームと併用することはできるか。</p>	<p>ショートステイは 20 床未満でも可能ですが、20 床未満の場合には区市町村による指定の上、基準該当短期入所生活介護として都市型軽費老人ホームに併設することとなります。</p> <p>併用については、以下の基準を踏まえて提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 140 条 30 ・「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」第 36 条 <p>ただし、上記基準に関わらず、談話室、食堂等入所者が日常継続的に使用する設備については、併用は認められません。</p>
3	<p>公募要項 1 ページ 2 公募施設、規模等 (2) その他提案事業の併設</p> <p>施設を建設したとして、その一部分に別法人が入った形は認可されるのか。具体的には、訪問医療、訪問看護クリニックの部分を、他法人(クリニック)に頼むことは可能なのか。</p>	<p>都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱 (高齢) 第 4 条により、都用地の貸付対象者は自ら地域の福祉インフラを整備運営するものと定められています。また、第 5 条 (5) により、都用地の第三者への転貸は禁止されています。したがって、施設の一部に別法人が入ることは認められません。借受者自身が施設整備、運営を行ってください。</p>
4	<p>公募要項 3 ページ 4 貸付予定地 (敷地) の概要 (3) 建築上の法規制等</p> <p>容積率は 200 % でまちがいないか。150 % ではないか。</p>	<p>容積率は 200 % です。</p>
5	<p>公募要項 4 ページ 5 貸付条件等 (8) 施設整備</p> <p>施設整備費補助の協議は、いつ申請できるのか。</p>	<p>平成 24 年 8 月頃の借受事業者の決定後となります。平成 24 年度の都市型軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護の補助制度、スケジュール等の詳細については、都が開催する補助説明会にてご説明いたします (6 月頃開催予定) 。</p>
6	<p>公募要項 様式 16 室別面積表</p> <p>居室と居間・食堂の面積は、壁芯面積だけでなく有効 (内法) 面積の記載も必要なのか。</p>	<p>居室と居間・食堂については壁芯面積だけでなく、有効 (内法) 面積も記載して下さい。</p>